○広島国際大学科目等履修生規定

1998年1月27日

学園1122

改正　2019年3月14日

(趣旨)

第1条　この規定は、広島国際大学学則(以下「学則」という)第45条に定める科目等履修生の出願資格、履修、単位等について、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条　広島国際大学(以下「本大学」という)の科目等履修生を志願できる者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

イ　高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学歴を有する者

ロ　教育ネットワーク中国の高大連携事業に参加する高等学校の生徒

ハ　本大学と高大連携事業に関する協定を締結した高等学校の生徒

ニ　その他学長が特別に認めた者

(入学時期および履修期間)

第3条　入学の時期は、学年または学期の始めとし、履修期間は当該学年または学期とする。

(出願手続)

第4条　科目等履修生として出願する者は、所定の願書に検定料および別に定める書類を添えて、指定の期間内に教務部教務課(広島キャンパスにあっては医療経営学部事務室。以下同じ)を経て学長に願い出なければならない。ただし、第2条ロ号に該当する者は、別に定める申請方法に基づき手続を行わなければならない。なお、第2条ロ号およびハ号に該当する者(以下「高校生」という)は検定料を免除する。

(選考)

第5条　科目等履修生の選考は、本大学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て学部長が行う。

(入学許可)

第6条　前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を教務部教務課に提出するとともに、履修料を学長室会計課(呉キャンパスにあっては薬学部事務室、広島キャンパスにあっては医療経営学部事務室)に納入しなければならない。

2　学長は、前項の入学手続を完了した者に、科目等履修生としての入学を許可し、科目等履修生証を交付する。

(履修料等)

第7条　科目等履修生は、履修料を納入しなければならない。履修料は学則第45条第4項別表第5に定める額とする。ただし、高校生については履修料を免除することができるものとする。

2　履修料および納期については、科目等履修生履修料納入内規に定める。

3　履修料を納期までに納入しない場合は、履修許可を取り消す。

4　履修に特別の経費を必要とする場合は、これを徴収することがある。

5　前項の経費については、学長室長がその都度定める。

(既納の履修料等)

第8条　既に納入した検定料、履修料および特別の経費は、理由のいかんを問わず返戻しない。

(単位の授与)

第9条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、演習、実験、実習などについては、試験によらないことがある。なお、高校生が修得した単位については、本大学に入学した場合、申請に基づき、既に修得した単位として認定することができるものとする。

(規定の準用)

第10条　科目等履修生に対しては、この規定に定めるほか、学則およびその他の規定を準用する。

(規定の改廃)

第11条　この規定の改廃は、学部長会議および学長の意見を聴き、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、1998年4月1日から施行する。

2　この改正規定は、2019年4月1日から施行する。